

令和6年度第1回海老名市男女共同参画協議会 結果概要

日時	令和6年4月19日（金） 11：00～12：00
場所	海老名市役所6階 議員全員協議会室
出席者	小林委員、相原委員、蓮見委員、小宮委員、中原委員、飯田（壽）委員 笈委員、滝口委員、松石委員
市	内野市長（途中退席）、曾田次長（途中退席）、篠原参事兼課長 福岡主幹兼係長、中山主事

【協議会】

- 1 開会・進行：篠原課長
- 2 委嘱状の交付：内野市長
- 3 市長あいさつ：内野市長
- 4 委員自己紹介
- 5 議題（進行：篠原課長及び会長、議題説明：中山主事）
 - （1） 海老名市男女共同参画協議会の役割について ……資料4ページのとおり
 - （2） 会長及び副会長の選出 ……資料5ページのとおり
 - （3） 令和6年度年間スケジュール
 - ①令和6年男女共同参画事業計画 ……資料6ページのとおり
 - ②女性の活躍推進事業所募集・表彰について ……資料7ページのとおり
- 6 その他
- 7 閉会

【特記事項】

- 男女共同参画協議会、女性の活躍推進事業所の視察、女性の活躍推進事業所表彰式及び男女がともに歩む映画会については、ご出席いただきたい事業となる。
- SDGs・エンパワーメント講座、ワーク・ライフ・バランス講座については、当日の受付業務等がありますので、協議会委員の方についても、お手伝いいただける方はご参加いただきたい。
- 協議会委員の皆様につきましては、情報誌「はばたき」への寄稿も行っていただき

たいと考えています。

原稿の内容としては、例えば、女性の活躍推進事業所の表彰式に関するものや、今後開催される講座の感想などが挙げられます。

- 男女共同参画とジェンダー平等をテーマとした映画の上映会も行っていますが、映画会の準備等（上映する映画の選考や映画上映時の運営）にご協力ください。
- 本年は、第3次男女共同参画プランの最終年度のため、協議会委員の皆様には、本市における昨年度の事業評価に加えて、このプランに基づく過去5年間の総合的な評価を行っていただきます。
- 第4次男女共同参画プラン（以下第4次プラン）の策定を目的として、男女共同参画協議会を、「令和6年度男女共同参画事業計画」（案）に記載されているほかに、3回程度追加で開催することを予定しています。

第4次プランに係る協議会の開催日時（予定）については、次のとおりです。

- ◆ 8月：第4次男女共同参画プランの策定に関する説明会実施。
- ◆ 10月：第4次男女共同参画プランの素案を作成
- ◆ 12月：第4次男女共同参画プランの最終案の作成



男女共同参画

令和6年度第1回海老名市男女共同参画協議会 次第

日時 令和6年4月19日（金）11時～

場所 海老名市役所6階 議員全員協議会室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 市長あいさつ

4 委員自己紹介

5 議 題

(1) 海老名市男女共同参画協議会の役割について

(2) 会長及び副会長の選出

(3) 令和6年度年間スケジュール

①令和6年度男女共同参画事業計画（案）

②女性の活躍推進事業所募集・表彰について

6 その他

7 閉 会

海老名市男女共同参画協議会設置要綱

(設置)

第1条 第3次海老名市男女共同参画プラン（以下「男女共同参画プラン」という。）の総合的推進に資するため、海老名市男女共同参画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの推進に関する事。
- (2) 男女共同参画プランの進行管理に関する事。
- (3) 男女共同参画行政の研究協議、提言等に関する事。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織し、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 市民代表者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 委員に欠員を生じたときは、その補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 4 協議会は必要があると認めるときは、アドバイザーとして識者の出席を求め、指導又は助言を受けることができる。
- 5 第4項に規定するものは、報償を支給することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、男女共同参画を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

《平成18年4月1日・制定》

《平成22年4月1日・一部改正》

《平成24年4月1日・一部改正》

《平成27年4月1日・一部改正》

《平成30年4月1日・一部改正》

海老名市男女共同参画協議会の役割について

1 海老名市男女共同参画協議会の概要

「海老名市男女共同参画協議会」は、「第3次海老名市男女共同参画プラン」の推進において、市民の視点を加えることで事業に対する客観性や信頼性を高めるため、市民や市内団体、学識経験者の皆様に構成された組織である（同プランP36参照）。

今後、協議会の皆様におかれましては、主に市の男女共同参画に関する事業に対する評価を行っていただく。

また、①女性の活躍推進事業所の視察・選考、②男女がともに歩む映画会の準備、③男女がともに歩む情報紙「はばたき」への寄稿などの男女共同参画事業にご協力いただく。

2 第3次海老名市男女共同参画プランとは

令和2年3月に策定された「第3次海老名市男女共同参画プラン（以下第3次参画プラン）」は、男女が共に助け合い、それぞれの能力を発揮できる、活力にあふれた「男女共同参画のまち海老名」を目指すための計画である。

社会の変化や国の動向、当市における男女共同参画推進の課題を踏まえ、過去の協議会の皆様にご協力いただきながら策定した。

本年は、第3次参画プランの最後の年度であるため、令和5年度の事業評価に加えて、5年間の総合的な評価を行う。

また、この総合的な評価を踏まえて、第4次参画プランの策定をする。

<男女共同参画プランの概要>

- (1) 基本目標「男女共同参画のまち海老名」
- (2) 基本方針・基本方針1 あらゆる分野における男女共同参画の推進
 - ・基本方針2 仕事と生活の調和の実現
 - ・基本方針3 暴力の根絶と被害者への支援
- (3) プランの期間 ・5年間（令和2年度～令和6年度）

3 その他

男女共同参画の基本的な理念については、参考として、「男女共同参画の課題はさまざま 次々に新しい課題が（同プランP6）」の広岡先生のコラムをご一読いただきたい。

令和6年度 男女共同参画事業計画（案）

月	日	曜日	時間	内 容	開催場所	出席
4	1~26		8:30 ~ 17:15	若年層の性暴力被害予防月間パネル展	エントランスホール	
	19	金	11:00 ~ 12:00	第1回男女共同参画協議会 ・委嘱状の交付	議員全員協議会室	○
6	1	土	10:00 ~ 12:00	SDGs・エンパワーメント講座 ～自信がつく！目標達成に必須の自己決定力を強化する！片付けスキル思考法～	401会議室	○
	24~28	月~金	8:30 ~ 17:15	男女共同参画週間パネル展・デジタルサイネージ	エントランスホール	
	28	金	10:00 ~ 12:00	第2回男女共同参画協議会 ・令和5年度の事業評価及び第3次男女共同参画プランの総合評価	704会議室	○
7	6	土	10:00 ~ 12:00	ワーク・ライフ・バランス講座	701会議室	○
8	下旬			女性の活躍推進事業所の視察 (8月下旬から9月上旬予定)	現地	○
9	下旬			第3回男女共同参画協議会 ・女性の活躍推進事業所選考	現地・7階会議室	○
11	11~25			女性に対する暴力をなくす運動パネル展および 女性の人権ホットラインPR	エントランスホール	
	29~ 12月16日			人権週間・北朝鮮人権侵害拉致問題啓発パネル展 (11/29~12/16)	エントランスホール	
12	7	土		人権啓発講演会および 中学生人権作文・ポスターコンテスト表彰式	文化会館小ホール	
1	12	日		女性の活躍推進事業所表彰式および 男女がともに歩む映画会	文化会館小ホール	○

	未定			男女共同参画協議会（3回程度実施予定） ・第4次男女共同参画プランの策定		○
	未定			人権啓発（LGBT）職員研修		

女性の活躍推進事業所 募集・表彰について

1 趣旨

市は、女性の能力を活用し、男女がともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる市内事業所を称え表彰し、その取り組みを広く紹介することにより、男女がともに参画できる社会づくりの促進を図っている。

2 対象

市内事業所で、次のいずれかの項目に該当する事業所。

- (1) 女性の能力活用や管理職等への登用などに積極的に取り組んでいる。
- (2) 仕事と家庭生活等との両立に積極的に取り組んでいる。
- (3) 男女がともに働きやすい職場環境の整備を推進している。

3 応募方法

応募用紙（市ホームページ掲載）に記入し、市民相談課へ提出。

募集期間 令和6年7月1日（月）～8月15日（木）

4 周知

広報えびな（7月1日号）、ホームページ、海老名駅西口自由通路デジタルサイネージ、ポスター、チラシ等で周知。

5 選考

応募のあった事業所を男女共同参画協議会が選考し、市長が決定する。

※ 事業所の視察は、8月下旬から9月に予定

6 表彰

表彰式にて事業所を表彰する。表彰式は男女がともに歩む映画会と同時開催。

日時：令和7年1月12日（日）

会場：海老名市文化会館 小ホール

7 公表

事業所の取り組みや選考結果は、男女がともに働きやすい職場づくりの啓発として、広報えびな、ホームページ、デジタルサイネージ、情報紙等で紹介する。

8 その他

事業所からの自薦、他薦がない場合は視察・表彰は行わないものとする。